

【別紙様式2】

平成 年度私立幼稚園施設整備費補助金(変更)計画書

幼稚園名

1 新築・増築・改築・学級定員の引き下げに伴う増築事業

(1) 基準面積

計算上の学級数

区分	幼児数	左÷35 (切上)
満3歳児	人	学級
3歳児		
4歳児		
5歳児		
計		

基礎面積の計算

区分	分	基礎面積の計算式
N = 1 ~ 2		$307 + 209(N - 1) =$ m <sup>2</sup>
N = 3 ~ 5		$725 + 161(N - 3) =$
N = 6 ~ 8		$1,208 + 168(N - 6) =$
N = 9 以上		$1,713 + 161(N - 9) =$

↑ ———— 定員と現員のいずれか小

+ = m<sup>2</sup> A

預かり保育の面積加算

預かり保育	加算面積
20人以下	88m <sup>2</sup>
21~35人	132m <sup>2</sup>
36人以上	176m <sup>2</sup>

(2) 保有面積

区分	保有面積
健全建物	m <sup>2</sup> B
危険建物	C
計	D

(3) 取り壊し面積

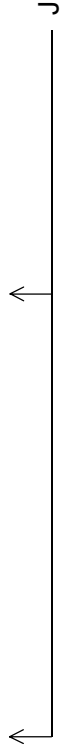
区分	分	取壊し面積
健全建物取り壊し		m <sup>2</sup> E
危険建物取り壊し		F
計		G

(4) 新增改築面積

区分	分	面積
建築	面積	H
純増	面積	H - G = I

(5) 補助資格面積

区分	計算式	面積	積	左のうち最小面積	R造以外は左÷1.020
改 築	A - B		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	C				
	H - E				
新 増 築	A - D				
	I				



(6) 補助事業に要する経費

工事請負契約金額 (A)	補助対象外経費 (B)	補助事業に要する経費 (C) = (A) - (B)	建築面積 (D)	建築実施単価 (C) ÷ (D)
円	円	円	m <sup>2</sup>	円 / m <sup>2</sup>

(7) 国庫補助金の算定

補助資格面積	補助単価	補助対象工事費	補助率	補助金の額
m <sup>2</sup>	円 / m <sup>2</sup>	千円	1 / 3以内	千円
計				

J

Kと予算単価のいづれか小

2 屋外教育環境整備、耐震補強工事、アスベスト等対策工事

(1) 補助事業に要する経費

区分	工事内訳	(工事量)	補助事業に要する経費 千円	左のうち補助対象工事費 千円
計				

L

(2) 国庫補助金の算定

補助対象工事費 千円	補助率	補助金の額 千円
	1/3以内	
計		

L

【補助金計算書の記入要領】

1 新築・増築・改築・学級定員の引き下げに伴う増築事業(該当事業を で囲むこと。)

(1) 基準面積

申請年度における年齢毎の定員又は現員(新設及び定員増に係る増築の場合は予定数)のいずれか少ない幼児数を35人で除し、計算上の学級数...Nを求めらる。

計算上の学級数...Nに応じた基礎面積を求めらる。

下記により算出した預かり保育対象園児数に応じた加算面積を求めらる。

基礎面積に預かり保育加算面積を加え基準面積...Aを求めらる。

申請年度の前年度における月別預かり保育延べ園児数の実績を添付すること。(様式任意)

(預かり保育対象園児数の算出方法)

1 申請年度の前年度の4、5、6、7、9、10、11月の実績で、1日当たりの預かり保育対象園児数を次の計算式により求めらる。(新たに預かり保育を実施する場合は計画による)

(1) 当該月の預かり保育延べ園児数 ÷ 当該月の保育日数

= 当該月の1日当たりの預かり保育対象園児数  
= 当該月の1日当たりの預かり保育対象園児数を合計し、7で除した数を預かり保育対象園児数とする。

2 預かり保育の面積加算の対象となるのは、年間を通じて、1日2時間以上継続的に預かり保育を実施する場合とする。

(2) 保有面積

保有している建物面積を健全建物と危険建物に区分して記入する。

危険建物は次の基準による。

区分	危険建築物に区分する基準
木造建物	耐力度がおおむね5,500点以下の建物又は建築後24年を経過した建物
鉄筋コンクリート造建物	耐力度がおおむね5,000点以下の建物又は建築後50年を経過した建物
鉄骨・その他造建物	耐力度がおおむね5,000点以下の建物又は建築後35年を経過した建物

豪雪地帯等の地域事情又は建物の配置上等の事情により、危険な状態にある建物を交付決定年度の前年度以前に取り壊す場合で、文部科学省が事前に認めるときは当該建物を改築の対象とすることができる。

(3) 取り壊し面積

取り壊し面積を、健全建物、危険建物毎に区分して記入する。

(4) 新增改築面積

建築面積は下記により算出した面積を記入する。

純増面積は建築面積から取り壊し面積を控除した面積を記入する。

(建築面積の算出方法)

1	建築面積は、建物毎に、壁(腰壁は除く、以下同じ)や建具などにより風雨を防ぐことができる部分の、床面積の合計とする。
2	床面積の算定は、各階毎に壁又はその他の区画の区画の中心線で囲まれた床部分の、水平投影面積を測定して行うものとし、建物毎の延面積に1平方メートルに満たない端数が生じたときは、これを四捨五入して算定する。
3	エレベーターやリフトのシャフト部分など、通念上床面積に含まれる部分は床面積に算入するが、次のいずれかに該当する部分は床面積に算入しない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 屋内運動場のギャラリなどで日常利用されず補助的通行に利用される内のり2メートル以下のもの</li> <li>(2) 天井高又は床下高2メートル以下の中2階など</li> <li>(3) 建物の外部に固着した内部の高さ2メートル以下の部分</li> <li>(4) 二重窓の室内部分</li> <li>(5) ひさし、ぬれ縁、ポーチ、アーケード、壁で囲まれていない外部階段、バルコニー、ピロティなど</li> </ul>

<p>4 次に掲げる建物以外の工作物は床面積に算入しない。</p> <p>吹き抜きの渡り廊下 柱と屋根のみで壁のない独立した構造物</p> <p>内部の高さが2メートル以下の独立した構造物 簡易な小規模構造物</p> <p>土地に固着した囲障 貯水池 水泳プール 野球のバックネット 鉄棒</p> <p>井戸 百葉箱 フレーム ピットなど</p>
<p>5 幼稚園と保育所において、保育上支障のない限り施設や設備を相互に共用するなど施設の共用化等を図ることができるが、その場合において、共用部分に係る保有面積については、幼稚園及び保育所の各々の専有面積により按分して算定するものとする。</p>

(5) 補助資格面積

改築、新増築の区分に応じた計算式により、補助資格面積...Jを算出する。

(6) 補助事業に要する経費

国庫補助対象経費を建築面積で除すことにより、建築実施単価...Kを算出する。

(7) 国庫補助金の算定

補助単価は、建築実施単価と毎年度の予算単価のいずれか低い単価を記入する。

(8) 端数処理

建築実施単価及び補助単価は1円未満の端数を切り捨てる。

補助対象工事費及び補助金の額は千円未満の端数を切り捨てる。

(9) 建物の構造に応ずる補正

上記の(2)保有面積、(3)取り壊し面積、(4)新増改築面積のうち、鉄筋コンクリート造以外の構造の園舎に係る部分があるときは、当該部分の面積に1.020を乗じて面積を補正する。

2 屋外環境整備、耐震補強工事、アスベスト等対策工事(該当事業を で囲むこと。)

(1) 工区内訳

必要に応じて工区内訳明細書を添付する。

(2) 端数処理

補助金の額は千円未満の端数を切り捨てる。